

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業

実施方針（変更版）及び事業契約書（素案）に関する第2回質問への回答

平成17年4月

愛知県企業庁

実施方針 1 特定事業の選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
1	1	(1)	オ	(ウ)	3	事業概要	事業範囲の説明において、知多浄水場の維持管理の内容が抜けているようですが、Cの3浄水場を4浄水場と読み替えればよろしいのでしょうか。	本事業の事業範囲として、脱水処理施設等の運営・維持管理業務は、4つの浄水場すべてで実施してください。なお、知多浄水場の脱水処理施設等は新設であるため、業務引継ぎは必要ありませんので、運営・維持管理業務に必要な業務引継ぎを行うのは、3浄水場に限りませす。
2	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	脱水処理施設等の運営・維持管理業務の内容において既設脱水設備の運営・維持管理業務が含まれています。既設の脱水機部品交換(特にろ布やダイヤフラム)費用について御提示願います。	今回、既設脱水機メーカーから交換部品について見積を徴収しました。その結果を入札説明書等に添付します。
3	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	既設脱水設備の撤去において、スクラップ材を売却できる可能性がございます。スクラップ材の売却によって得られた収入は事業者の収入と考えてよろしいのでしょうか。	スクラップ材の売却収入は事業者の収入とします。この場合、撤去工事費と相殺することとします。当該売却収入を見込んで提案してください。
4	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	知多浄水場における脱水ケーキ置場は、屋内、屋外の指定はございますでしょうか。	尾張東部浄水場の脱水ケーキ置場のような屋内型を指定することとします。したがって、当該事項について要求水準書に規定することとします。
5	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業概要	濃縮施設の運転支援について事業者側のリスクをご教示下さい。	濃縮施設の運転支援は、浄水場からの指示に基づき運転操作や清掃等に協力するもので、事業者がリスクを負うものではありません。ただし、現場操作等において安全管理には注意してください。

実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
6	2	(3)	ス		10	参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知	再生利用業務担当会社等 2-(4)-イの資格要件にて規定のない協力は参加表明時に明らかにする必要はなく、提案時に明らかにすることでよろしいでしょうか。	事業契約書(素案)第1条(13)に定義するとおり、事業者から本事業にかかる業務を直接受託する者は協力的会社として位置づけられます。 ただし、脱水ケーキの再生利用業務にあたる協力的会社等、参加資格要件の判定対象にならない協力的会社は、参加表明時において特に明らかにしていただく必要はありません。 なお、入札時には必ず明らかにして下さい。
7	2	(3)	ソ		10	入札のとりやめ等	「県企業庁が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県企業庁は入札の執行を延期もしくはとりやめることがあります。」とございますが、「公正に入札を執行できないと認められる場合」「競争性が担保されないと認められる場合」とは、具体的にはどのような場合を想定されているか、ご教示ください。 また、入札がとりやめとなった場合の費用負担に関する県企業庁殿の考え方についてご教示下さい。	前段のご質問については、地方自治法など関係する法令等に照らして、県企業庁が総合的に判断します。 後段の質問については、入札がとりやめになった場合、県企業庁及び応募者が本事業の準備に関して既に支出した費用は、各自の負担とするものとします。
8	2	(4)	ア		10	応募者等の参加要件	上から8行目「脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は……構成員になれない。」(関連質問:実施方針等に関する第1回質問回答No20)とあります。 実施方針の資料7「サービス購入料の構成」では、「脱水ケーキの再生利用業務」は、「脱水ケーキの再生利用」および「脱水機ケーキの搬出」と規定されています。 それを担当する企業が、構成員になる事が出来ない条件として規定されている「脱水ケーキの再生利用業務」には、脱水処理施設等の運営業務にあります「脱水ケーキの管理」も含まれていると解釈いたしますが、見解をご教示願います。	実施方針(平成17年2月変更)p.4及びp.38に示すとおり、本事業における「脱水ケーキの再生利用業務」は、脱水ケーキの再生利用及び脱水ケーキの搬出業務とし、脱水ケーキの管理業務は「脱水処理施設等の運営・維持管理業務」に含まれるものと定義しています。したがって、脱水ケーキの管理業務を行う者は、構成員となることは可能です。
9	2	(4)	ア		10	応募者等の参加要件	弊社では、国土交通省関東地方整備局長様より、建設業法第28条第3項に基づき平成17年1月11日から平成17年3月18日までの間、清掃施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているものについて、営業停止処分を受けております。 そのような状況にありますが、費整備・運営事業への参加資格を得る事はできますでしょうか？	参加資格は、実施方針に示したとおり参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、要件を満たしていることを求めています。入札説明書に示す要件以外で参加を失格とすることはありません。

実施方針 4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

No.	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
10	4	(1)		17	立地条件に関する事項	事業実施敷地の敷地境界を確認するため測量図及び敷地境界の座標値をご提示下さい。また、CADデータがありましたら希望者へのデータ提供をお願いします。	4月下旬以降に公表する要求水準書に、各浄水場の平面図等を閲覧資料として追加しますので、参考にしてください。なお、CADデータはありません。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号	ページ数	項目名	質問事項	回答
11	2	13	30	環境問題リスク	環境問題リスクにおける有害物質の排出・漏洩についてですが、濃縮槽から流入する原水由来の有害物質は、県企業局殿にてリスクの負担をお願いいたします。	原水に由来する関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物等の有害物質によるリスクは、県企業庁の負担とします。
12	2	30	31	工事遅延リスク	事業契約書(素案)の第28条によると工事完了の遅延には「事業者の責めに帰すべき事由によるもの」と「事業者の責めに帰すべき事由によらないもの」が記載されていますが、実施方針(平成17年2月変更)資料2リスク分担表においては、工事遅延リスクはすべて事業者の負担となっております。事業契約書(素案)に従い「事業者の責めに帰すべき事由によるもの」と「事業者の責めに帰すべき事由によらないもの」に分けてリスク負担をご記載していただくようお願い致します。	実施方針(平成17年2月変更)資料2のリスク分担表は、リスク分担の基本的枠組みを示したものです。工事完工の遅延による費用等の負担の詳細については、事業契約書(素案)第28条の規定にもとづくこととなります。
13	6	1	36	脱水処理施設等新設・増設・更新年度	図表6-2事業実施内容において3浄水場において最初の脱水設備の更新年度に配管の更新も実施することとなっております。最初の更新年度に更新しなければいけない配管の範囲をご教示ください。	脱水機以外の周辺機器等や配管の更新範囲と時期は、事業者の提案によるもので、企業庁から特定しません。要求水準書の資料9に示している個別機器の設置年度や老朽状況等を参照し提案してください。 また、図表6-2にある「配管」との記載は入札説明書等で修正します。なお、脱水機及びそれに付随するポンプ廻りの配管や弁類は脱水機と一体のものとして想定しています。
14	7	3	42	運営・維持管理業務に係る対価	変動費の算出に関して、汚泥量の算定の根拠となる「定期的に計測する汚泥濃度」に関して、どの場所、どのような方法で、どのような頻度で計測したのから濃度を決定するのでしょうか、御教示願います。	濃度測定方法は事業者の提案によります。 なお、現在県企業庁では、引き抜き濃度が短時間で変動することはないとの考えのもと、最低限一日2~3回の人による濃度測定を流量計設置箇所で行っています。
15	7	3	42	運営・維持管理業務に係る対価	提案書に記載した修繕費用は、固定費に入ると考えてよろしいですか。また保守・点検等が適切になされたことにより、提案書記載金額より維持管理費用が減少した場合、事業者への支払金額の減額は行われないと考えてよろしいですか。	前段のご質問について、修繕・保守・点検に係る費用は、汚泥処理量によらない費用であるため、固定費に含めてサービス購入料を提案いただくことを想定しています。詳細は、入札説明書等に示します。 後段のご質問について、ご質問とおり、保守・点検が適切になされたことにより、提案金額よりも維持管理費用が低減した場合であっても、運営・維持管理業務に係る対価の変更を行うことはありません。
16	7	3	(3)	電気料金、ガス料金及び水道料金	質問回答118によると、知多浄水場における事業者の受電は浄水場からの分電になる可能性が高いようですが、事業者への浄水場からの分電は高圧、低圧のどちらになりますのでしょうか。	高圧で分電しますので、それに伴う配電体制としてください。
17	8	1	(2)	有価利用	平成17年1月付の「実施方針等に関する第1回質問への回答」No.123に、「有価利用可能量の多寡及び提案された有価利用可能量の実現可能性について評価することを想定しています」とありますが、実現可能性の評価は、具体的にどのように行われるのでしょうか？	脱水ケーキの有価利用に当たる企業の実績、脱水ケーキの有価利用に当たる企業からの受入表明書の有無、受入表明書の内容の信頼性、有価利用計画の具体性・合理性など、多面的な見地から評価することを想定しています。
18	9	2	(2)	ペナルティポイントによる減額	脱水機の故障等により高濁度のろ液が排水池に排出された場合はペナルティが発生するとありますが、各浄水場排水処理施設の過去10年間程度における、ろ液中の濁度データの開示をお願い致します。	現状はろ布破損等の異常時には浄水場からITVで確認し脱水機を緊急停止しています。このためろ液の濁度を測定していないので、データはありません。 事業者は、これに代わるろ液濁度異常時の緊急停止が可能となるよう、濃度計を設置してください。
19	9	2	(2)	ア	ろ液濃度が異常となり、高濃度の泥水が排水池に排出された場合、ペナルティ対象となりますが、ろ過水の異常とはどの程度の濃度のろ液を想定されていますでしょうか。	通常ではろ液濁度は数度を超えるものではありませんが、ろ布破損時等では明らかに異常な濃度になると想定します。具体的には、事業契約書(案)で異常な状況を定義します。

事業契約書(素案) 第1章 用語の定義

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
20		1		(10)		1	用語の定義	「開催の決定は双方の申し出による」とありますが、一方の申し出だけでは開催されないのでしょうか。	県企業庁及び事業者の双方のいずれかの申し出により開催することができると考えています。したがって、用語の定義を修正することとします。
21		1		(50)		3	用語の定義	「総合排泥池」の用語の定義が規定されておりません。用語の定義をお願い致します。	事業契約書第1条(50)における「配管」の定義を、「濃縮槽から脱水処理施設等を経由して排水池に至る一連の連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等の一切を含むものをいう。」とします。したがって、「総合排泥池」という表現は使用しないものとします。
22		1		(51)		4	用語の定義	「不可抗力」とは・・・その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。とありますが、その他自然的なものには、落雷による長時間の送電停止」などの場合は不可抗力と考えられると了解して宜しいでしょうか。	不可抗力か否かについては、事業期間中において発生した都度、発生の状況や因果関係等を確認した上で判断することとなります。そのため現時点で、具体的な事象に対するお答えはできません。

事業契約書(素案) 第2章 総則

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
23		5				5	本事業の概要	事業者は、本事業を本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って遂行しなければならない。とありますがこれらの書類の優先順位はどうなりますでしょうか。	第93条第3項の規定をご確認ください。
24		6	2			5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	「技術革新による脱水設備等の機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合には、それまでに提出された事業提案書及び事業計画書の内容を見直すことができるものとする。」とありますが、機能向上で事業費が増加する場合はどの様に扱うのでしょうか。	事業費が増加する場合については、機能向上が見込まれる場合であっても事業提案書及び事業計画書の内容を見直すことは考えておりません。
25		6	3			5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	第3項4行目に平成25年度の脱水機の増設を実施しない、または延期する場合は「平成24年6月末まで」に事業者連絡するとありますが、同条第1項により事業者は同月までに実施する前提で事業計画を作成し県企業庁殿に提出しなければなりません。「実施しない」「延期する」場合、事業者は再度事業計画の作成をする必要が生じません。増設実施の可否連絡は事業者が実施計画を作成する以前(2ヶ月程度前)に連絡をいただけますようお願い致します。	第6条第1項の「6月末まで」を「7月末まで」に、第2項の「7月末まで」を「8月末まで」に、第3項の「6月末まで」を「5月末まで」に修正することになります。
26		6	3 4			5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	平成25年度の尾張東部の脱水機増設におきまして、実施の判断は県企業庁単独での判断となっておりますが、事業者の意見も反映すべきと考えます。増設可否の判断は関係者協議会にて決定していただくようお願いいたします。	実施の判断にあたり、事業者に相談等することは考えられますが、増設の可否を判断するのは県企業庁であり、関係者協議会での協議事項とはなりません。
27		6	3 4			5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	第3項に「本件増設が必要でない、又は延期すべきであると県企業庁が判断した場合には、これを実施しない、又は延期するものとし」とあり、第4項に「本件増設が必要であるか否か、又は延期すべきか否かについては、関係者協議会によらず、県企業庁が合理的裁量により判断するものとし、事業者は県企業庁の決定に従うものとする」とありますが、事業変更にあたる事案について、一方的に変更することは官民パートナーシップの事業としては問題であり、関係者協議会での検討事項として頂きたい。また、本件による事業者側の得べかりし利益についての保証もないのであるなら問題あると考えます。	前段のご質問については、質問No.26の回答をご参照ください。 後段のご質問については、平成17年1月公表の「実施方針等に関する第1回質問への回答」の質問NO.103の回答をご参照下さい。
28		6	4			5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	尾張東部の増設の要否に関して、最終的には県企業庁殿の合理的裁量に委ねられておりますが、少なくともその前提として、関係者協議会により、県企業庁殿と事業者との間で協議して頂くことを規定して頂きますようお願い致します。	質問No.26の回答をご参照ください。
29		9	2			6	許認可、届出等	第2項「事後報告」とは、許認可の申請後でしょうか、取得後でしょうか。	事後報告は、許認可の取得後の報告とします。
30		10				6	3浄水場における脱水処理施設等の利用	運営開始予定日に事業者が支障なく3浄水場の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を実施できるように、県企業庁殿から事業者への引継ぎ期間というものを設けていただくことは可能でしょうか。	落札者決定後、出来るだけ速やかに基本協定締結、事業契約締結を行うとともに、事業者がそれぞれの段階に応じた適切な引継ぎ業務を行うことができ、平成18年4月から事業者が支障なく事業開始できるよう配慮することとします。

事業契約書(素案) 第2章 総則

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
31		11	3			7	知多浄水場における事業用地の使用	「用地造成」の用語の定義が規定されておりません。用語の定義をお願い致します。	要求水準書2(2)ウ(ア)のとおり、事業用地については、県企業庁がTP+24.5mの粗造成をして事業者の引渡します。したがって、ここでいう用地造成とは、施設建設後の場内整備のことをいいます。ご質問を踏まえ、当該条文を一部修正します。
32		12				7	本件工事のための作業用地の貸付け	事業契約書(素案)では「4 浄水場の一部又は全部につき、その敷地内の一定範囲の土地を、有償で貸与することを検討するものとする。」とありますが、貸与するに当たっての条件(貸与可能な用地面積及び用地場所・貸与期間・貸与費用等)をご教示下さい。	有償で貸与する作業用地とは、作業員詰所や駐車場等で用いる土地で、鉄筋組立て等に利用する作業スペースを除きます。この作業用地は、浄水場毎の限られた用地内で貸し出す用地であるので、工事期間中で最小限の用地にしてください。
33		12				7	本件工事のための作業用地の貸付け	「事業者が事業提案書に基づいて要求する場合には、有償で貸与することを検討する」とありますが、場内の作業用地についてはあらかじめ提案書に記載し、費用も建設費に織り込んでおく必要があるのでしょうか。その場合、m2あたりの単価はどの様に考えたらよろしいでしょうか。	詰所等の地代は、通常の請負工事では現場管理費の一部として諸経費率の範囲で計上されているものです。したがって、特別に提案書に具体的な内容を織り込む必要はありません。参考までに、知多浄水場における用地の行政財産使用料としては1か月m2当り約60円程度です。
34		12	1			7	本件工事のための作業用地の貸付け	「県企業庁は、事業者が事業提案書に基づいて要求する場合には、(中略)必要な作業用地として、一定範囲の土地を、有償で貸与することを検討する」とありますが、作業用地賃貸借の条件(作業用地の位置・広さ、賃貸借の期間・費用、その等)は、事業者の提案による、との解釈でよろしいでしょうか。	作業用地の必要面積や期間は、事業者からの申し込みによるものですが、具体的な位置は浄水場から指定された範囲内で調整されることとなります。また、使用料は質問NO.33の回答のとおりです。
35		12	1			7	本件工事のための作業用地の貸付け	「有償で貸与」とありますが、この費用(事業者側から見た賃借料)は最終的に、サービス購入料(設計・建設業務に係る対価)に包含されて県企業長殿から事業者へ支払われるため、「県企業庁殿の賃貸料(賃貸収入)は相殺される」ともと推察されます。一方で、設計・建設業務に係る対価の一部が割賦で支払われるため、「土地貸与に係る割賦支払の金利分だけ県企業庁殿の負担が増加」することになります。従って、「事業者が合理的な範囲で要求する作業用地については無償で貸与する」ことが、結果的にはLCCを低減することになるとは思われますが、いかがでしょうか。	事業用地とは異なり工事用の作業用地は、事業者の工事の進め方により面積や利用期間が違ふものであるため、事業者の申し出に従い有償で提供することとしています。
36		12	1 2			7	本件工事のための作業用地の貸付け	「県企業庁は、(中略)有償で貸与することを検討する(第1項)」条件は、工事開始日までに別途契約する土地賃貸借契約に従う(第2項)」とありますが、検討の結果によって貸与が認められない、または貸与の条件が事業者の提案(想定)から変更される場合として、現時点で想定しているケースを御教示願います。	限られた浄水場内の用地であるので、申し出された面積を提供できない場合があります。また、用地の使用において作業排水や油等によって汚染の恐れがある場合は使用に条件を付ける場合もあります。
37		10 11 他				6	3 浄水場における脱水处理施設等の使用 知多浄水場における事業用地の使用	県企業庁殿が費用負担する場合のみ、「合理的な範囲で」「合理的費用」と記載されており、一方で事業者が費用負担する場合は特に記載はございません。官民リスク分担の明確化・公平化を図るという観点から、県企業庁殿が負担する場合のみに記載されております「合理的な範囲で」「合理的費用」の削除、若しくは、事業者の費用負担部分についても同様に「合理的な範囲で」「合理的費用」と規定して頂きますようお願い致します。	「合理的費用」または「合理的範囲」とは、客観的に「合理的」と判断できる費用や範囲を示したもので、県企業庁が一方向的に定めるものではありません。したがって、原案のままとします。
38		10 11 他				6	3 浄水場における脱水处理施設等の使用 知多浄水場における事業用地の使用	県企業庁殿が費用負担する場合のみ、「合理的な範囲で」等が記載され、事業者が費用負担する場合は特別に記載はございません。リスクの適切な負担という観点から、県企業庁殿が負担する場合のみに記載されております「合理的な範囲で」等を削除していただくようお願い致します。	質問No.37回答をご参照ください。



事業契約書(素案) 第3章 脱水処理施設等の設計

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
39		13	2			7	事前調査	事業者が本件工事を遂行することを妨げる事業用地又は既設脱水処理施設等に係る瑕疵については、事業者サイトで予見し得ない事由です。 当該瑕疵に起因して、事業者に生じる追加費用、損害の負担については、実施方針に定められたリスク分担においても用地リスク(NO.29)は県企業庁殿の負担になっていることから、「合理的な範囲で」という限定的な表現ではなく、県企業庁殿に負担いただく規定に変更いただきますようお願い致します。	当該瑕疵にかかるリスクは県企業庁が負担するものと考えておりますが、本項においては起因の程度及び追加費用・損害の負担の合理性について、協議することを規定しているものです。
40		13	2			7	事前調査	「合理的な範囲で」とは、協議の結果、県企業庁殿と事業者双方が合理的であると判断(合意)した場合に県企業庁殿が負担する、という理解でよろしいでしょうか。	質問No.39回答をご参照ください
41		14	4			7	脱水処理施設等の設計	第4項「県企業庁は、必要があると認める場合、事業者に対して本件設計業務の進捗状況の報告書、設計図書等の提出を求めることがあります」とございますが、どの程度の提出頻度を想定されておりますでしょうか。	定期的な進捗状況に加え、場合によっては月1回程度の打合せが必要となる場合も想定していますが、詳細は、落札者との協議により決めていくものと考えています。
42		15	2			8	設計の変更	県企業庁殿から求められる設計変更に起因して、県企業庁殿のご負担頂く事業者に生じる資金調達に係る合理的な損害及び費用の中には、金利スワップ・ブレイクコストについても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用を含みます。
43		15	3			8	設計の変更	設計の変更に関し、運営開始予定日の変更が行われた場合、遅れた日数分が契約終了予定日(平成38年3月31日)に加算されると考えてよろしいでしょうか。また、運営開始予定日の見直しに関わらず現契約終了予定日を変更しない場合、運営期間の短縮に伴う事業者の逸失利益は同条2項の「事業者において生ずる合理的な損害及び費用」として、県企業庁が負担すると考えてよろしいですか。	ご質問の「運営開始予定日」とは、「更新後運営開始予定日」を意味しているものと解釈されますが、前段のご質問については、原則として契約終了予定日を変更することはありません。 後段のご質問については、県企業庁がご質問のような逸失利益を負担することはありません。なお、設計変更にかかる更新後運営開始予定日の遅延にかかる費用の負担は、第15条第2項、及び第48条の規定によります。
44		15	6			8	設計の変更	県企業庁殿から求められる設計変更に起因して、脱水処理施設等の設計・建設業務に係るサービス購入料が減額された場合、事業者には資金調達額の変更に伴い、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融追加費用が生じることとなりますが、当該追加費用については、県企業庁殿が負担されるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用を含みます。
45		15	6			8	設計の変更	「第1項又は第4項に基づく設計変更により脱水処理施設等の設計・建設業務に係る対価又は運営・維持管理業務に係る対価が減少した場合には、それぞれサービス購入料からかかる減少分相当額が減額されるようサービス購入料を改定するものとする。」とありますが、これは事業者の提案内容の範囲内においての設計変更を定めているものと解釈し、事業者の提案を逸脱する変更は費用の増減を含めて関係者協議会で協議するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 なお、当該事項も関係協議会の協議事項となる旨を、別紙17に追記します。

事業契約書(素案) 第3章 脱水処理施設等の設計

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
46		16	1			8	法令変更等による設計変更	本条で規定されている「法令等」とは、列挙されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、水道法等」に限定されず、事業契約第1条第53号に定義されている「法令」を指し、「法令等の変更」とは事業契約第1条第54条に定義されている「法令等変更」を指すという認識でよろしいでしょうか。	本条規定の「法令等」とは、本事業に直接関係する法令等を指します。したがって、条文を一部修正します。
47		16	2			8	法令変更等による設計変更	法令等の変更による設計変更起因して、県企業庁殿にご負担頂く事業者が生じる資金調達に係る合理的な損害及び費用の中には、金利スワップ・ブレイクコストについても含まれるという認識でよろしいでしょうか。 また、法令等の変更による設計変更起因して、脱水処理施設等の設計・建設業務に係るサービス購入料が減額された場合、事業者には資金調達額の変更に伴い、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融追加費用が生じることとなりますが、当該追加費用についても県企業庁殿が負担されるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用を含みます。
48		17				8	設計の完了	第17条では企業庁殿に「確認」を受けることとなっていますが、本条の「確認」は承諾と同等のものと考えられます。企業庁殿に確認を受けた図面に瑕疵があった場合、事業者には善管注意義務を果たしたものとみなされ、責任は問われないものと解釈してよろしいでしょうか。	第1条第8号に、「確認」を定義しているとおり、本契約書でいう「確認」は、事業者から提出された書類についてその内容を把握し良否を判断した行為を意味し、確認を行ったことを理由として県企業庁がなんら責任を負うものではありません。
49		17	2			8	設計の完了	「確認」とは定義によれば「良否を判断した行為」ですから、違反等があっても「確認」したことになるのではないのでしょうか。	「確認」の定義を、「良否の判断をしたうえで、適合性を認める行為」とします。詳細は、入札説明書等で示します。
50		17	3			8	設計の完了	第3項「前項の通知」とは、「確認しない旨」の通知のみを指すことでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。本条第3項の表現を一部修正します。
51		17	3			8	設計の完了	企業庁殿の通知を受けた後、7日以内に協議を申し込むとありますが、検討日数として短いと考えます。2週間に変更していただけないでしょうか。	協議の申込期間の日数としては短くないと判断しています。
52		17	4			9	設計の完了	県企業庁殿より設計変更の指示を受けた場合、30日以内に変更し、確認を受けることとなっておりますが、変更の程度により、30日を超過してしまう可能性もございます。大幅な設計変更が発生した場合、事業者より延長を申し入れることは可能でしょうか。	30日を超過する可能性のある場合は、第3項の協議の中で申し入れることは可能です。
53		17	2 3			8	設計の完了	県企業庁殿による通知は、「建設工事前提出図書」に記載されている内容が、事業契約、入札説明書等、事業提案書及び関係法令が遵守されていない場合に、当該遵守されていない事項については是正するという内容の通知であり、県企業庁殿による追加的な設計変更は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	第17条の規定については、ご質問のとおりです。 ただし、県企業庁による確認済設計に対する追加的な設計変更は、第15条により求めることはありません。

事業契約書(素案) 第4章 本件建設工事

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
54	1	18	3	(2)		9	脱水処理施設等の建設	建設工事の着工条件として「各本件建設工事を開始するために県企業庁が取得すべき許認可が、事業者の協力によって取得されていること」とありますが、企業庁殿が取得する必要のある許認可について事業者は協力したが、許可の遅れが生じ、工事着工が遅延した場合には、工期の変更が認められるものと考えてよろしいでしょうか。また、工事完了日を変更しない場合、工期短縮のために工事費が増大したときは、合理的な範囲で企業庁殿が事業者に追加費用を支払うものと解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のような事態が生じた場合、工期の変更については本契約第27条、工事完工の遅延による費用等の負担については第28条の規定によるものとします。
55	1	19	2			9	工事工程表等	詳細な作業工程を作成し県企業庁に提出とありますが、詳細とはどの程度を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	工種毎の月間工程の提出を想定しています。
56	1	19	3			9	工事工程表等	第3項目に「すみやかにこれを開示しなければならない。」とありますが、「すみやか」とはどの程度を想定されておりますでしょうか。	本条第3項において事業者は工事現場には常に工事記録を整備することを規定しているため、県企業庁から要求があったその時の開示を想定しています。
57	1	20	1			10	第三者への委託等	「事業者は、事前に県企業庁に通知し、承諾を得た場合に限り、…全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることができるものとする」とありますが、当該通知・承諾行為は、施工台帳の提出により、代替することは可能でしょうか？	施工台帳を承認することとしておりません。第三者への委託等は事前の通知としてください。
58	1	22				10	工事現場の安全管理	第1項「警備等」の「等」とは具体的に何を指しますでしょうか。	要求水準書「3(7)安全管理及び事故防止」における規定のうち、建設業務にも該当する対応を示しています。
59	1	23				10	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	「生活環境影響調査」とは、ミアセスと考えますが、よろしいですか。	第1条において、「生活環境影響調査」とは、「産業廃棄物処理施設設置許可申請及び変更許可申請の際に必要な事前環境調査をいう。」と定義します。 なお、ミアセスの定義が不明ですので、ミアセスが上記の定義に該当するかどうかは回答できません。
60	1	23				10	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	「事業者は、当該生活環境影響評価により…近隣住民との調整を実施するものとする」とありますが、事業者が調整を要するものは建設工事に関する住民調整であり、施設設置に関する住民調整は企業庁殿の負担と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、企業庁が行う対応に出来る限り協力してください。
61	1	23	4			10	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	県企業庁殿が設定された条件に起因して事業者が発生した費用については、帰責者は県企業庁殿ですので、直接的・間接的を問わず、県企業庁殿にご負担頂きますようお願い致します。	事業者は、県企業庁が設定した条件において、周辺調整に係る追加費用が発生しないよう、適切に事業を実施するものとします。 ただし、上記のように事業者が適切に事業を実施しているにもかかわらず、県企業庁が設定した条件に起因して事業者に追加的に費用が生じた場合、通常避けることができないものについては、県企業庁が負担します。 本条文を上記の意味にしたがって一部修正し、その際に「直接的」という表現は使用しないものとします。

事業契約書(素案) 第4章 本件建設工事

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
62	1	23	6			11	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	本事業の実施そのものに対する反対により、事業実施又は継続が困難となった場合は、不可抗力ではなく、県企業庁殿の帰責事由による事業契約の解除規定(事業契約第70条)を準用して頂きますようお願い致します。 事業者にとっては、不可抗力の場合、損害賠償請求ができないという部分において、県企業庁殿帰責の場合と大きな違いが生じます。 また、実施方針に定められたリスク分担においては、住民対応リスク(NO.11)は県企業庁殿負担となっております。	住民対応リスクは、原則として県企業庁の負担となりますが、通常予見不可能な事態によって、住民の反対が避けがたい状況に陥った場合、不可抗力に相当するものとなります。
63	1	23	7			11	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	「事業者に住民から苦情等が申し入れられた場合には、(中略)事業者自身で責任をもってこれに対処」とありますが、事業者が対処するものは、実施方針で示されているリスク分担に基づき「事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応」に限られる、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、県企業庁が行う対応にできる限り協力してください。
64	1	23	5 6 7			11	脱水処理施設等の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	第5項、第6項、第7項によりまずと県企業庁が受け取った苦情等は県企業庁が窓口及び主体となり対処(範囲は別途協議)を行い、事業者が受け取った苦情等は事業者が窓口及び対処をすると判断いたしますが、その判断でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、事業者の対処の方法について、本条第7項第二文のとおり、県企業庁と協議することができます。
65	1	24				11	ユーティリティの確保	「事業者は、自らの責任と費用において(中略)ユーティリティの確保を…」とありますが、電気・水道は県企業庁殿に100%委ねることになります。電気・水道の供給が途絶えるリスクは事業者のみが負担することは困難ではないでしょうか?	要求水準書「2(2)エ 建設・更新業務中のユーティリティ」のとおり、建設工事にかかる電気については、自ら仮設電力を用意することとします。 水道については県企業庁が支給します。なお、建設業務において水道が途絶えることによるリスクは大きなものとなることは想定できませんが、その場合における対応は協議によるものとします。
66	1	24				11	ユーティリティの確保	ユーティリティの取引計器類の取り付けは事業者負担でしょうか?	ご質問のとおりです。
67	2	25				11	県企業庁による説明要求及び建設現場立会い等	建設現場立会いはどの程度の頻度で行われるのでしょうか。また「報告」は、どのようなタイミング、頻度で行えばよろしいのでしょうか。	事業者から提出のあった工事工程表の工種毎に1回程度の現場立会を想定しています。また、報告は前月の進捗状況を当月5日までに提出することを想定しています。
68	3	27	4			12	工期又は工程の変更	(1)～(3)の事由により更新後運営開始予定日が遅れる場合、遅れた日数分を契約終了予定日(平成38年3月31日)に加算すると考えてよろしいですか。	契約終了予定日は変更する予定はありません。したがって、ご質問の事由により更新後運営開始予定日が遅れても、契約終了予定日を変更しません。
69	3	27	4	(3)		12	工期又は工程の変更	「法令等の変更」とは、事業契約第1条第54号に定義される「法令等変更」と同じ意味を指すのでしょうか、ご教示下さい	「法令等の変更」と「法令等変更」は同じ意味です。したがって、事業契約書(案)において、両者を「法令等変更」に統一します。

事業契約書(素案) 第4章 本件建設工事

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
70	3	28	1			12	工事完工の遅延による費用等の負担	県企業庁殿が事業者に対して有する遅延損害金支払請求債権と、事業者が県企業庁殿に対して有するサービス購入料支払請求債権とを、県企業庁殿が相殺できる規定となっておりますが、当該相殺規定は、サービス購入料のうち割賦支払金を返済原資とするプロジェクトファイナンスの組成にとって阻害要因となります。遅延損害金については相殺による対応とせず、事業者が県企業庁殿に別途支払う規定として頂きますようお願い致します。	融資機関の経営監視能力の発揮や、事業者との融資契約条件等により、ご指摘の阻害要因は排除できるものと考え、原案どおりとします。
71	3	28	2			12	工事完工の遅延による費用等の負担	県企業庁殿が負担する、又は、県企業庁殿と事業者とが負担割合に基づき分担して負担する、工事完工遅延に伴い事業者が生じた合理的な損害及び費用の中には、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融追加費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用を含みます。
72	3	28	2			12	工事完工の遅延による費用等の負担	「事業者の責めに帰すべき事由によらずして…事業者に対してこれを支払うものとする」とありますが、企業庁殿にも帰責事由がない場合(第三者帰責事由による工事完工遅延)はどのようにお考えでしょうか。	第28条の規定で、リスク分担との整合はとれていると考えます。 なお、ご質問のような「第三者帰責事由による工事完工遅延」がどのような事態なのかを特定できませんので、ご回答しかねます。
73	3	28	3			12	工事完工の遅延による費用等の負担	「前二項の遅延損害金」と規定されておりますが、第28条第2項には遅延損害金の規定はありません。「前二項」は「本条第1項」に変更頂きますようお願い致します。	本項は、本契約の定めるところに従って、「工事完工予定日」が変更された場合、変更後の「工事完工予定日」を基準として遅延を判断する旨を規定したものです。この主旨で本項の条文を一部修正します。
74	3	29				12	工事の中断	第2項で中断の原因たる事由が長期にわたって消滅しない場合は、どのようになりますでしょうか。	工事中断の事由に応じて、県企業庁は、契約解除又は契約変更を検討することとなります。
75	3	29	2			13	工事の中断	「県企業庁が90日以上工事の再開を通知しないときには、」とありますが、協議後90日は長期過ぎると思います。「協議終了後速やかに(7日程度)再開の通知を行うこと。」「通知が行われない時は事業者が書面にて通知し、契約を解除できること」の内容修正を検討していただくようお願い致します。	当該協議開始日から協議終了までを含めて90日と想定していますので、必要な日数と考えます。
76	3	29	3			13	工事の中断	県企業庁殿が負担する、又は、県企業庁殿と事業者とが負担割合に基づき分担して負担する、工事中断に伴い事業者が生じた合理的な損害及び費用の中には、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融追加費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用を含みます。

事業契約書(素案) 第4章 本件建設工事

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
77	3	30	2			13	本件建設工事において 第三者に及ぼした損害	「通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等」については、公共工事標準請負契約約款の第28条に従えば県企業庁殿の負担になるものと思われませんが、本事業契約書(素案)において、事業者にも負担を求めている理由を御教示願います。	公共工事標準請負契約約款第28条の規定の理由として、公共工事が仕様発注方式をとり、かつ公共は工事請負契約の発注者の立場になることから、発注者たる公共が負担するものと考えられます。 一方、PFI事業においては、性能発注方式をとり、かつ管理者等にとっては、契約の相手方である事業者が発注者の立場になって請負人である建設企業の間で施設の工事請負契約等が締結されることとなります。 また、事業者は当該損害回避のためにより優れた技術を導入していただく必要があるとともに、事業者は事前に対象地の調査を行う(第13条)などをして「通常避けることのできない」事由の発生範囲・程度について予測する機会が与えられていることを考えると、本条文のとおり事業者自らの責めに帰すべき事由がはっきりしている場合を除き、県企業庁と事業者で協議を行って事業者に相当のリスクを負担していただく必要があります。 なお、「契約に関するガイドライン(平成15年6月23日)」P.48～50についても合わせてご参照ください。
78	3	30	2			13	本件建設工事において 第三者に及ぼした損害	通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等に関する責任分担を「先延ばし」にしており、且つ事業者の無過失責任として責任転嫁する意図を表明しているように見受けられます。これらのリスクは、以下の理由から、当初より公共負担としておくのが妥当です。 これら公共事業の計画そのものに由来し、善管注意義務を果たしても防ぎ得ないものにまで責任を負うことは、運営を受託している事業者の責任範囲として過大です。 本事業は県企業庁を公物管理者とする公共事業であり、その本質は「公物管理者による特定事業の選定、民間事業者の選定、選定された事業者との契約締結等の一連の行為に基づいてなされる公共施設の設置管理」であるため、「通常避けることのできないリスク」は事業者に帰責しません。 以上につきまして、お考えをご教示ください。	質問NO.77の回答をご参照ください。
79	3	30	3			13	本件建設工事において 第三者に及ぼした損害	本項において規定されている内容は、損害賠償金の支払方法の手続きを規定したものであり、事業者から一義的に当該第三者に対して支払う当該損害金については、県企業庁殿と事業者との間で負担割合が決定した後を支払うという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
80	3	30	3			13	本件建設工事において 第三者に及ぼした損害	第三者への損害額の支払いは、まず事業者が行うとのことですが、県企業庁に対してなされた、または国家賠償法に基づく賠償請求についても事業者が対応するのは不合理であり、以下とするのが妥当です。 第三者への損害賠償は、賠償請求を受けたものが先行して支払う。 国家賠償法に基づく第三者への損害賠償は県企業庁が先行して支払う。 以上につきまして、お考えをご教示ください。	県企業庁は、第三者に対して損害賠償を行う場合、予算措置を行う必要があります。したがって、第三者への賠償を迅速に行うためには、必要な規定と考えています。 なお、国家賠償法にもとづく損害賠償請求に関しては、その名宛人は県となりますので、適切に対処します。
81	4	31				13	事業者による完成検査等	県企業庁殿が「事業者による完成検査等」に立ち合い、ご指摘事項があった場合の対応要項が記載されておりませんが、第3.2条3項と同様と考えてよろしいでしょうか。	本条は、事業者による完成検査等を規定したものであり事業者の判断で対応すべきものです。そのため企業庁の指摘事項について記載しておりません。

事業契約書(素案) 第4章 本件建設工事

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
82	4	31	6			14	事業者による完成検査等	本項で規定される運営・維持管理業務を行う者に対する研修は、事業契約第44条「脱水処理施設等の運営・維持管理業務体制の整備」が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	第31条6項は新設、更新又は増設された各新脱水処理施設等の運営・維持管理業務にかかる研修に限って規定したものです。一方、第44条は運営開始予定日(平成18年4月1日)及び知多浄水場の更新後運営開始予定日にあたっての人員確保を含めた業務体制について規定したものです。したがって、貴社の認識とは異なります。
83	4	31	6			14	事業者による完成検査等	事業者は各新脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行う者に対し、当該業務の遂行に必要な研修を実施する。とりませんが、研修期間は事業者の提案と了解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、日常業務の遂行に支障のないようにしてください。
84	4	32	3			14	県企業庁による脱水処理施設等の完工確認	公平性の観点から、県企業庁殿が「相違が無いと判断した場合」には、事業者の要した費用を県企業庁殿が負担するべきと思われますが、いかがでしょうか。	事業者は自らの責任と費用のもと、県企業庁が当該相違がないものと判断することに対して協力する義務があります。したがって、原案のままとします。
85	4	32	3			14	県企業庁による脱水処理施設等の完工確認	「事業者がかかる協議を、相違の有無の検討等に要した費用は、相違の有無にかかわらず事業者の負担とする」とありますが、事業者が相違が無いことを立証した場合は、その要した費用は相違を通知した企業庁殿の責任であり、事業者の要した費用及び被る損害(完工遅延を含む)について負担するべきであると考えますがいかがでしょうか。	質問NO.84の回答をご参照下さい。 なお、当該協議又は是正に起因して工事完工が遅延した場合、事業者の帰責事由の有無を関係者協議会により決定した上で、当該遅延による費用等の負担割合を定めることとなります。
86	4	33				14	県企業庁による完工確認書の発行	完工確認通知書は、県企業庁殿による完工確認後、どれくらいの日数を要するか、ご教示下さい。 また、完工確認後、一定の期間を経過しても事業者に対して完工確認通知書が交付されない場合、県企業庁殿による完工確認通知書は交付されたものとみなす規定を設けて頂きますようお願い致します。 本規定は、建設工事代金支払い、融資実行のタイミングを設定するうえで重要な事項ですので、できるだけ具体的な日数を規定して頂きますようお願い致します。	「確認した場合、速やかに事業者に対して」と変更します。具体的に完工確認書の発行は確認した日と同日付けを考えております。
87	4	33	1	(2)		14	県企業庁による完工確認書の発行	本条第2号に規定される当該新脱水処理施設等の運営・維持管理が可能であることの確認は、事業契約第45条「県企業庁による脱水処理施設等の運営・維持管理業務体制の確認」が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	本条第2号は、第45条の定める運営・維持管理業務体制のみに関する規定ではありません。本号は、完成した脱水処理施設等が、入札説明書等及び事業提案書及び設計図書に従った運営・維持管理業務を円滑に遂行できる水準を満足しているかについて確認することを規定するものです。
88	4	35	3			15	瑕疵担保責任	「事業者は、…直接保証する旨の保証書を提出させるものとする」とありますが、本契約内容は企業庁殿と事業契約を締結する事業者とのものであり、企業庁殿と建設を担当する企業は直接契約(若しくは3者契約)を締結していないため、保証させる根拠がないものと考えます。保証する場合は、出資者が連帯して保証することが妥当と考えます。	本項は、事業者が解散した場合であっても建設を担当する者が県企業庁に対して瑕疵修補・損害賠償につき保証する義務を本契約において規定するものであるため、原案のままとします。 また、建設を担当しない出資者による連帯保証を求めるより、建設を担当する企業に当該責任の履行を確保していただくことが瑕疵担保責任の確保という点から効果的と考えております。

事業契約書(素案) 第5章 本件改修工事

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
89		36				10	既設脱水処理棟の改修工事	既設脱水処理棟の改修工事費用に関して、事業者は落札後に耐震診断等を実施し改修費用を見積りますが、事業提案時の金額と差異が発生する可能性が非常に高いと思われます。本条項に差額調整の記述を追加していただくようお願いいたします。	あらかじめ提示した資料及び現地調査にもとづき、十分に検討し提案してください。なお、差額調整が必要な場合は、第15条第2項により対応します。
90		38	(3)			16	本件改修工事に係る 完工確認	公平性の観点から、県企業庁殿が「相違が無いと判断した場合」には、事業者の要した費用を県企業庁殿が負担するべきと思われますが、いかがでしょうか。	質問NO.84の回答をご参照ください。
91		39				16	県企業庁による本件改修工 事に係る完工確認の発行	完工確認通知書は、県企業庁殿による完工確認後、どれくらいの日数を要するか、ご教示下さい。 また、完工確認後、一定の期間を経過しても事業者に対して完工確認通知書が交付されない場合、県企業庁殿による完工確認通知書は交付されたものとみなす規定を設けて頂きますようお願い致します。 本規定は、改修工事代金支払い、融資実行のタイミングを設定するうえで重要な事項ですので、できるだけ具体的な日数を規定して頂きますようお願い致します。	質問NO.86の回答をご参照ください。
92		39	(1)	(2)		16	県企業庁による本件改修工 事に係る完工確認の発行	本条第2号に規定される脱水機棟の維持管理が可能であることの確認は、事業契約第45条「県企業庁による脱水処理施設等の運営・維持管理業務体制の確認」が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	本条第2号は、第45条の定める運営・維持管理業務体制のみに関する規定ではありません。本号は、完成した脱水機棟が、入札説明書等及び事業提案書及び設計図書に従った維持管理業務を円滑に遂行できる水準を満足しているかについて確認することを規定するものです。 なお、本件改修工事は、高蔵寺浄水場(H19年度)及び上野浄水場(H21年度)において実施されるものであるため、本件改修工事に着手する段階で第45条の規定は満たされているものです。



事業契約書(素案) 第6章 脱水処理施設等の運営及び維持管理

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
93	1	41				17	脱水処理施設等の運営及び維持管理	平成18年4月より運営を開始いたしますが、開始時には3浄水場の脱水ケーキストックヤードには脱水ケーキは「無い」状態と考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲で「無い」状態にしますが、3浄水場は全量有価利用が可能と考えておりますので、脱水ケーキが残っていた場合は、有価利用分として事業者で引き継いでください。
94	1	41				17	脱水処理施設等の運営及び維持管理	県企業庁殿は運営開始日までに運営・維持管理に必要な資料を提供することとなっておりますが、事業者は運営開始前に教育訓練を開始する必要があります。提供期限を教育訓練時期に合わせて見直していただくようお願い致します。	事業者の教育訓練時期に合わせて提供していきます。
95	1	41	2			17	脱水処理施設等の運営及び維持管理	「県企業庁は、運営開始予定日までに…必要な資料を提供するものとする」とありますが、必要な資料は入札公告時に同時に入札参加者に提供されるべきであると考えますがいかがでしょうか。	入札公告までに提供可能な資料については、提供します。
96	1	41	2			17	脱水処理施設等の運営及び維持管理	県企業庁は、運営開始予定日までに、事業者に対し、既設脱水処理施設等の運営・維持管理に必要な資料(設計図面、オペレーションマニュアルを含む。)を提供するものとする。とありますが、資料等の提供日程に関しては、貴局とご相談できると理解してよろしいでしょうか。	質問NO.94の回答をご参照ください。
97	1	44				18	脱水処理施設等の運営・維持管理業務体制の整備	教育訓練、研修等の完了は ・7日前までに人員を確保し、7日間で教育訓練、研修を完了させる。 ・7日前までに教育訓練、研修等を完了させる のどちらでしょうか。	7日前までに完了させる必要があるのは、必要な人員の確保、及び教育訓練、研修等です。(ご質問のうち、後者に該当します。)
98	1	48				18	運営開始の遅延による費用等の負担	事業者に帰責事由のある第1項では、「協議なし、遅延損害金あり、損害に限定なし」であるのに対し、事業者に帰責事由のない第2項では「協議が前提、遅延損害金なし、「合理的な」損害に限定」になっております。事業者及び県企業庁とのリスク負担は同条件としていただくようお願いいたします。	不可抗力等県企業庁にも帰責事由がない場合も含みますので、原案のままとします。
99	1	48	1			18	運営開始の遅延による費用等の負担	県企業庁殿が事業者に対して有する遅延損害金支払請求債権と、事業者が県企業庁殿に対して有するサービス購入料支払請求債権とを、県企業庁殿が相殺できる規定となっておりますが、当該相殺規定は、サービス購入料のうち割賦支払金を返済原資とするプロジェクトファイナンスの組成にとって阻害要因となります。遅延損害金については相殺による対応とせず、事業者が県企業庁殿に別途支払う規定として頂きますようお願い致します。	質問NO.70の回答をご参照ください。
100	1	48	2			19	運営開始の遅延による費用等の負担	県企業庁殿が負担する、又は、県企業庁殿と事業者とが負担割合に基づき分担して負担する、運営開始遅延に伴い事業者に生じた合理的な損害及び費用の中には、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融追加費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用を含みます。

事業契約書(素案) 第6章 脱水処理施設等の運営及び維持管理

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
101	1	48	2			19	運営開始の遅延による費用等の負担	「事業者の責めに帰すべき事由によらずして…事業者に対してこれを支払うものとする」とありますが、企業庁殿にも帰責事由がない場合(第三者帰責事由による運営開始遅延)はどのようにお考えでしょうか。	第48条の規定で、リスク分担との整合はとれていると考えます。 なお、ご質問のような「第三者帰責事由による運営開始遅延」がどのような事態なのかを特定できませんので、ご回答しかねます。
102	1	48	3			19	運営開始の遅延による費用等の負担	「前二項の遅延損害金」と規定されておりますが、第48条第2項には遅延損害金の規定はありません。「前二項」は「本条第1項」に変更頂きますようお願いいたします。	本項は、本契約の定めるところにしたがって、「運営開始予定日」又は「更新後運営開始予定日」が変更された場合、変更後の運営開始予定日又は更新後運営開始予定日を基準として遅延を判断する旨を規定したものです。上記の主旨で本項の条文を一部修正します。
103	1	49	2			19	脱水処理施設等の運営及び維持管理に伴う住民対応	本事業の実施そのものに対する反対により、事業実施又は継続が困難となった場合は、不可抗力ではなく、県企業庁殿の帰責事由による事業契約の解除規定(事業契約第70条)を準用して頂きますようお願い致します。 事業者にとっては、不可抗力の場合、損害賠償請求ができないという部分において、県企業庁殿帰責の場合と大きな違いが生じます。また、実施方針に定められたリスク分担においては、住民対応リスク(No.11)は県企業庁殿負担となっております。	質問NO.62の回答をご参照ください。
104	1	49	3			19	脱水処理施設等の運営及び維持管理に伴う住民対応	「事業者に住民から苦情等が申し入れられた場合には、(中略)事業者自身で責任をもってこれに対処」とありますが、事業者が対処するものは、実施方針で示されているリスク分担に基づき「事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応」に限られる、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、県企業庁が行う対応にできる限り協力してください。
105	2	51				19	脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換	「県企業庁があらかじめ事業者事業者に既設脱水処理施設等に関する情報として提示した資料から、事業者が合理的に想定できなかった修繕についても、県企業庁はこれにより事業者が生じた増加費用および損害を負担するものとする。」とありますが「事業者が合理的に想定できなかった修繕」とは「県企業庁があらかじめ事業者事業者に既設脱水処理施設等に関する情報として提示した資料」に記載されている修繕が「合理的に想定できた修繕」、それ以外が「合理的に想定できなかった修繕」と考えてよろしいでしょうか。	県企業庁があらかじめ事業者に既設脱水処理施設等に関する情報として提示した資料、入札前に事業者が実施する現地調査、及び県企業庁が第41条第2項に従い提供した資料における修繕等の記載内容に加え、これらにより想定可能な修繕等を「合理的に想定できる修繕等」といいます。
106	2	51	3			20	脱水処理施設等の修繕及び機器・部品の交換	直ちに修繕及び機器・部品の交換を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合、事業者は県企業庁殿の事前の承諾なく修繕及び機器・部品の交換を実施できる規定となっておりますが、この場合に係る費用については、同条第1項及び第2項の規定が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、本条第3項にかかる費用の負担は、本条第1項及び第2項の規定が適用されます。
107	2	52	3			20	汚泥の引き抜き	「想定外の災害、事故、る過障害を起こす生物の発生等により…」とありますが、ここで想定されるのは不可抗力と解釈ができ、その対応に要した費用及び損害が生じた場合は、第78条が適用されるものと解釈してよろしいでしょうか。	本項は不可抗力の通常予見不可能な事態を規定したものではありません。また、費用負担に関する規定ではなく、事態を回避するための対応を協議する旨を規定したものです。 なお、これに係る費用は、合理的な範囲で県企業庁が負担します。 上記の主旨を踏まえ、本条文を一部修正します。

事業契約書(素案) 第6章 脱水処理施設等の運営及び維持管理

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
108	2	54				21	脱水ケーキの再生利用業務	「関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物が混入したと認められた場合は、かかる脱水ケーキの再生利用を行わないものとし」とありますが、具体的な基準項目・基準値につき事業契約締結前に県企業庁と事業者で協議する機会を設けて戴けませんでしょうか。また、事業者は基準値を超えた脱水ケーキを引取る義務はないとの理解で宜しいでしょうか。	前段のご質問については、ご質問のとおり、具体的基準等について事業契約締結時に協議することは可能です。 後段のご質問については、産業廃棄物処分に関する法令等に基づく基準値を超えた脱水ケーキの再生利用は行えないので、その処分方法について、県企業庁と事業者で協議するものとします。
109	2	54	4			21	脱水ケーキの再生利用業務	県企業庁殿の責により、脱水ケーキに、関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物が混入した場合には、処分方法について協議する旨うたわれております。この場合、処分にかかる費用負担は県企業庁殿におこなっていただけるものと判断しておりますが、よろしいでしょうか。	県企業庁の責により当該事態が生じた場合は、県企業庁が処分費を負担します。
110	2	54	4			21	脱水ケーキの再生利用業務	事業者は、脱水ケーキに、関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物が混入したと認められた場合は、かかる脱水ケーキの再生利用を行わないものとし、その処分方法について県企業庁と協議できるものとする。とありますが、基本的には脱水ケーキの再生利用処分費及び機器保守費等上記が原因の場合は関連する費用は貴局へ請求できると理解してよろしいでしょうか。	県企業庁の責により当該事態が生じた場合は、処分費及び機器保守費等について県企業庁は合理的な費用を負担します。
111	2	54	6			21	脱水ケーキの再生利用業務	県企業庁殿が第三者に損害賠償を行う場合に、事業者が当該損害賠償額を不服とする場合、控訴等を含めて第三者への対応を検討して頂けるのでしょうか。	ご質問のとおり、事業者が当該損害賠償額を不服とし、控訴等を求める場合は、県企業庁は事業者の意見・要望を聞く機会を設けた上で、対応を総合的に判断します。
112	3	58	2			22	運営・維持管理業務によって第三者に及ぼした損害	「通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等」については、公共工事標準請負契約約款の第28条に従えば県企業庁殿の負担になるものと思われませんが、本事業契約書(素案)において、事業者にも負担を求めている理由を御教示願います。	質問NO.77の回答をご参照ください。
113	4	60	3	(4)		23	モニタリングの実施	「事業者をしてその本契約上の地位を県企業庁は指定する第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその株式を県企業庁が承諾する第三者へ譲渡させる。」と規定されておりますが、事業者が金融機関からプロジェクトファイナンスにより資金調達をする場合、事業者の事業契約上の地位、債権又は株式については、金融機関が第一順位の担保権を設定することが予想されますので、県企業庁殿が当該措置を執られる場合、事前に金融機関との調整・協議が必要となりますことをご認識下さい。	事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達をする場合、県企業庁は融資機関と直接協定を締結します。 事業契約書(素案)においては、直接協定に係る条項を設けておりませんので、事業契約書(案)では当該条項を追加することとします。

事業契約書(素案) 第7章 契約期間及び契約の終了

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
114	2	65	2			25	契約期間終了後の脱水処理施設等の運営・維持管理	「環境要件」の用語の定義が規定されておりません。用語の定義をお願い致します。	「環境要件」とは「要求水準」に修正します。
115	2	66	1			25	脱水処理施設等の状態の検査	本契約が終了したときは、事業者は本契約終了の30日前までに、脱水処理施設等の状態について県企業庁の検査を受け、確認の通知を受けるとあります。検査の項目、求められる性能基準等がありましたら御教示下さい。	具体的な検査の項目、性能基準等はありませんが、脱水機は設置後25年程度、脱水機棟は知多浄水場(新設)が設置後40年程度、高蔵寺及び上野浄水場は事業終了後10年程度使用できる耐久性を有することを要求水準書に求めることとします。
116	2	66	2			25	脱水処理施設等の状態の検査	「事業者の責めに帰すべき事由による損傷」には、経年劣化に伴う損傷を含まないことを明記していただきますよう、お願い致します。	ご質問のとおりです。本項を一部修正します。
117	2	66	2			25	脱水処理施設等の状態の検査	事業者の責めに帰すべき事由による損傷とは、経年使用による劣化は含まれないと考えます。これを事業契約書に追記願います。	質問NO.116の回答をご参照ください。
118	2	66	4			25	脱水処理施設等の状態の検査	「当該損傷が県企業庁の指示に従ったことにより生じた等、…補修に係る事業者の合理的な増加費用は県企業庁が負担する」とありますが、契約終了後、若しくは契約が解除された場合に、事業者が補修を行う合理性が見受けられません。本項でいう補修とはどのような場合を想定されているのでしょうか。	本項は、本契約が終了した場合に、損傷の帰責性にかかわらず、脱水処理施設等の補修を実施することを、本事業の事業者の事業範囲とし規定するものです。本項に規定する補修とは、要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有していない場合に、要求水準書で提示した性能を発揮できる状態に回復することを意味します。
119	2	67	2			26	本事業終了に際しての措置	県企業庁殿の責めに帰すべき事由による事業契約の終了の場合、撤去費用については事業者が損害賠償請求できることは当然ですが、その前に、事業者帰責の場合は事業者が撤去費用を負担する規定と同様に、県企業庁殿が当該費用を負担するという規定に変更をお願い致します。	ご質問のとおりです。本項を一部修正します。
120	3	68	1	(2)		26	事業者の債務不履行による契約終了	事業者が、再生利用を協力企業、下請企業に委託契約により委託しているケースにおいて、その委託企業が故意・重過失で不法投棄や県企業庁殿の承諾のない埋め立てを行った場合で、かつ、事業者(=SPC)自身には帰責事由がない場合、事業者の帰責事由による事業契約解除となるのでしょうか。それとも、事業者自身に帰責性が存在しないことが判明されれば、事業契約解除とはならないのでしょうか。また、事業者又は委託企業が過失で不法投棄や県企業庁殿の承諾のない埋め立てを行った場合で、かつ、事業者又は委託企業には帰責性が存在しない場合、事業契約は解除となるのでしょうか。ご教示下さい。	第1条(13)のとおり、協力会社とは事業者から直接委託等を受けている企業をいい、ご質問のような「委託企業」とは本事業において「協力会社」と位置づけられるものと認識しております。その認識のもと、前段のご質問については、委託企業が、故意・重過失で不法投棄をした場合、県企業庁の承諾のない埋め立てを行った場合は、事業遂行上、事業実施体制に不備があると判断され、事業者の債務不履行に該当します。したがって、この場合、本項及び別紙11の2(2)ウの規定に従い、県企業庁は事業契約を解除できるものとします。後段のご質問については、事業者又は委託企業の過失により、結果不法投棄となった場合、事業者の帰責性について検討し、契約解除の必要性について県企業庁が判断します。なお、ご質問にある県企業庁の承諾のない埋め立てについては、本項及び別紙11の2(2)ウの規定に従い事業契約を解除できるものとします。
121	3	68	1	(2)		26	事業者の債務不履行による契約終了	1項(2)において「事業者の責めに帰する事由が存在しないことが判明した場合を除く」とありますが「事業者の責めに帰する事由が存在しないこと」とは、事業者が適正な業者の選択を実施し、県企業庁殿にその企業に再生利用を委託する旨の確認を行ったのにもかかわらず、その処理委託先が独自に不法投棄を行った場合等を想定しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	質問NO.120の回答と同様の認識のもと、ご質問にある、処理委託先が独自に不法投棄を行う状態は、事業遂行上、事業実施体制に不備があると判断され、事業者の債務不履行に該当します。したがって、この場合、本項及び別紙11の2(2)ウの規定に従い、県企業庁は事業契約を解除できるものとします。

事業契約書(素案) 第7章 契約期間及び契約の終了

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
122	3	68	1	(2)		26	事業者の債務不履行による契約終了	「事業者から再生利用を委託された者を含む」とありますが、有価利用業者に販売後、購入業者が不法投棄した場合は、事業者には脱水ケーキの行方を把握することは不可能です。よって、「事業者から再生利用を委託された者を含む」は削除願います。	本事業の、脱水ケーキ再生利用業務には、脱水ケーキの購入業者が適法に脱水ケーキの再生利用を実施することを含みます。よって、原案のままとします。
123	3	68	2			26	事業者の債務不履行による契約終了	事業者が、違約金として支払う金額は 事業契約終了の事業年度の運営・維持管理業務に係る対価の合計額の100分の20、 脱水処理施設等の出来形がある場合、当該工事費相当額の100分の10、 所有権移転している場合、当該脱水処理施設等の割賦支払金の償還表の100分の10という金額となり、事業者にとっては相当過大な違約金規定だと思われます。事業者にとって、過大な負担となる違約金規定を軽減して頂きますようお願い致します。	事業者の債務不履行により事業契約が解除された場合に、県企業庁が継続して事業を実施する上で必要と考える金額を違約金として規定しています。よって、原案のままとします。
124	3	68	2			26	事業者の債務不履行による契約終了	契約解約時に施設所有権が移転している場合、割賦支払金の償還表の残存価格の100分の10を違約金として支払うとありますが、事業者の財政状況が悪化したと企業庁殿が判断した場合、引渡し後の残存価格は事業者の貴重な財源となります。係る処置は事業者にとって過大な負担と考えますので、違約金の考え方を御再考頂けませんか。	質問NO.123の回答をご参照ください。
125	3	68	3	(3)		27	事業者の債務不履行による契約終了	出来形部分の検査及び買取に関しては、設計図書等の成果物も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	完了を確認した設計図書等の成果物を含むものとします。
126	3	68	4			27	事業者の債務不履行による契約終了	2行目に記載されている「現状回復」は「原状回復」の誤りだと思われますので、修正をお願いします。	ご質問のとおりであり、本項を修正します。
127	3	68	4			27	事業者の債務不履行による契約終了	県企業庁殿が事業者に対して有する原状回復費用支払請求債権と、事業者が県企業庁殿に対して有する未払サービス購入料支払請求債権とを、県企業庁殿が相殺できる規定となっておりますが、当該相殺規定は、サービス購入料のうち割賦支払金を返済原資とするプロジェクトファイナンスの組成にとって阻害要因となります。原状回復費用の支払については相殺による対応とせず、事業者が県企業庁殿に別途支払う規定として頂きますようお願い致します。	質問NO.70の回答をご参照ください。
128	3	68	5			27	事業者の債務不履行による契約終了	県企業庁殿が事業者に対して有する修繕費又は原状回復費用支払請求債権と、事業者が県企業庁殿に対して有する未払サービス購入料支払請求債権とを、県企業庁殿が相殺できる規定となっておりますが、当該相殺規定は、サービス購入料のうち割賦支払金を返済原資とするプロジェクトファイナンスの組成にとって阻害要因となります。修繕費又は原状回復費用の支払については相殺による対応とせず、事業者が県企業庁殿に別途支払う規定として頂きますようお願い致します。	質問NO.70の回答をご参照ください。

事業契約書(素案) 第7章 契約期間及び契約の終了

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
129	3	68	6			28	事業者の債務不履行による契約終了	「県企業庁が被った損害の額が第2項の違約金の額を超過する場合は、県企業庁は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができるものとする。」との記載があります。かかる超過額については上限の記載が無く実質無制限と受け取れます。損害賠償金の上限額を定めていないことは民間事業者が事業参画する上で重大な障害要因となりますので、事業者の損害賠償金は違約金限りとしてかかる超過額については免責として載けないでしょうか。	契約の不履行の一般原則に従った条項で、とくに一方を保護すべき事情がない場合、債務不履行と相当因果関係のある損害を賠償すべきことが民法の原則で、本条項はこのことを規定するものです。よって、原案のままとします。
130	4	69				28	県企業庁による任意解除	本条による契約解除に伴い、事業者が事業運営のための人員の解雇が必要となる場合は、解雇に伴う退職金等の費用は企業庁殿より支払われるものと解釈してよろしいでしょうか。また、本事業により得べかりし利益についても企業庁殿にて支払われるものと解釈してよろしいでしょうか。	前段のご質問については、事業者が事業実施のために雇用した人員の解雇にともなう退職金等については、合理的な範囲で、本号の事業者が被った損害額に含まれます。後段の事業者の将来の利益などの逸失利益については、それが相当因果関係にある限り一定の範囲内で損害額の対象となるものと考えます。
131	4	69	2	(1)	(a)	28	県企業庁による任意解除	県企業庁殿に負担頂く損害額の記載において、「事業契約終了により基本協定締結から事業契約終了までの期間に事業者が被った損害額」という表現がありますが、帰責者が当該損害額を負担すべきという観点から、期間を限定せず、「本契約終了により事業者が被った損害額」という表現に変更して頂きますようお願い致します。	当該条文において、「当該契約の終了により事業者が被った合理的な範囲の損害」という表現に修正します。
132	4	69	2	(1)	(a)	28	県企業庁による任意解除	県企業庁殿に負担頂く、「事業契約終了により基本協定締結から事業契約終了までの期間に事業者が被った損害額」の中には、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用を含みます。
133	4	69	2	(1)	(a)	28	県企業庁による任意解除	不合格部分にも財産的価値があると思われますので、不合格部分に関しても相応する代金(例えば、「不合格部分を修復し合格した場合の出来形」から「合格するまでの修復費用」を差し引いた額)を事業者に支払った上で、不合格部分の所有権を取得して載けないでしょうか。	不合格部分においても、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な場合は、相当な対価をもって買い取ることができる旨を追加します。
134	4	69	2	(1)	(a)	28	県企業庁による任意解除	「本件工事の出来形部分を検査した上で、当該検査に合格した部分に相応する代金、工事開始日から事業者が負担した費用及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額」との記載がありますが、設計・建設業務に係る対価、運営・維持管理業務に係る対価以外にも、借入金を期限前弁済することによる金融機関への賠償金(スワップブレイクコスト等)、SPCの清算費用等、諸経費が発生致しますが、これらも全て損害額に含まれると理解して宜しいでしょうか。	本項でいう「合理的な損害及び費用」の中には、合理的な範囲の金融費用及びSPCの清算費用を含みます。
135	4	69	2	(1)	(b)	28	県企業庁による任意解除	第2項(1)(b)において県企業庁殿が「脱水処理施設等を原状復帰するよう請求することができる」とございますが、事業者が原状回復の請求を受諾しないことは可能でしょうか。	本項は、本契約が終了し、原状回復が社会通念上合理的に認められる場合、原状回復することを、本事業の事業者の業務範囲として規定するものです。したがって、事業者は本項の規定に従い、原状回復を実施していただく必要があります。

事業契約書(素案) 第7章 契約期間及び契約の終了

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
136	4	69	2	(1)	(b)	28	県企業庁による任意解除	「(a)の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、知多浄水場における事業用地及び4浄水場における脱水処理施設等の現状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、県企業庁は事業者に対し、知多浄水場における事業用地及び4浄水場における脱水処理施設等を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、県企業庁は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。」との記載がありますが、この場合も第69項2(1)(a)項の支払条件は適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。支払いについては、事業者に一括で支払うことを原則とし、支払いの時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとします。
137	4	69	2	(1)	(b)	28	県企業庁による任意解除	企業庁殿による任意解除において、事業者が原状回復する必要があることが理解できません。本条第2項第1号(b)は削除されるべきと考えます。	本項は、原状回復が社会通念上合理的に認められる場合、原状回復することを、本事業の事業者の事業範囲とし規定するものです。よって、原案のとおりとします。
138	4	69	2	(2)	(a)	28	県企業庁による任意解除	県企業庁殿に負担頂く損害額の記載において、「事業契約終了により基本協定締結から事業契約終了までの期間に事業者が被った損害額」という表現がありますが、帰責者が当該損害額を負担すべきという観点から、期間を限定せず、「本契約終了により事業者が被った損害額」という表現に変更して頂きますようお願い致します。	当該条文において、「当該契約の終了により事業者が被った合理的な範囲の損害」という表現に修正します。
139	4	69	2	(2)	(a)	28	県企業庁による任意解除	県企業庁殿に負担頂く、「事業契約終了により基本協定締結から事業契約終了までの期間に事業者が被った損害額」の中には、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「事業者が被った損害額」には、合理的な範囲の金融費用を含みます。
140	4	70				29	県企業庁の債務不履行による契約終了	第68条第1項(1)において事業者の債務不履行の場合は「30日間以上に渡りその状態が継続したとき」「県企業庁は事業者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる」と記載され、第70条第1項において県企業庁殿の債務不履行の場合は「事業者の書面による通知の後、60日以内に該当違反が是正されない場合、県企業庁に対して書面により通知した上で将来に向かって本契約を解除することができる」となっております。事業者の債務不履行の場合は「30日」「通知1回」、県企業庁殿の債務不履行の場合は「60日」「通知2回」となります。官民リスクの適切な負担という観点から、県企業庁殿の条件と事業者の条件を同じにさせていただきようお願いいたします。	本事業の公共性、継続必要性を考え、当該規定としておりますので、原案のままとします。
141	4	70	2			29	県企業庁の債務不履行による契約終了	本条による契約解除に伴い、事業者が事業運営のための人員の解雇が必要となる場合は、解雇に伴う退職金等の費用は企業庁殿より支払われるものと解釈してよろしいでしょうか。また、本事業により得べかりし利益についても企業庁殿にて支払われるものと解釈してよろしいでしょうか。企業庁殿による債務不履行による契約解除において、事業者が原状回復する必要があることが理解できません。第69条第2項第1号(b)は準用されるべきではないと考えます。	質問NO.130及び質問NO.137の回答をご参照ください。
142	4	71				29	保全業務	引渡し・引継ぎがすみやかに行われないう場合、事業者はいつまで保全措置をとる必要がありますでしょうか。	引渡しを終了するまでです。

事業契約書(素案) 第7章 契約期間及び契約の終了

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
143	7	71				29	保全業務	第75条第1項及び第79条第1項の規定に基づく場合は、事業者の費用ではなく企業庁殿との応分の負担割合となるものと考えますがいかがでしょうか。	<p>本条文は、出来形部分の引渡し・所有権移転及び業務の引継ぎ完了の日までに事業者が当該出来形部分の保全義務を行うことを本事業の事業者の業務範囲として規定するものです。</p> <p>なお、これに係る費用は、契約終了の事由が第68条第1項の場合は事業者負担、第75条第1項の場合は第74条の規定による負担、第79条第1項の場合は第78条の規定による負担とします。</p> <p>上記の主旨で、本条文を一部修正します。</p>



事業契約書(素案) 第8章 法令変更等

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
144		75	2			30	法令等変更による 契約の終了	法令等変更に伴う事業契約終了は、事業者が予見し得ないリスクであり、県企業庁殿に負担頂く費用については、「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」のほかに、設計・建設業務に係る対価のうち本契約終了までに事業者が負担した費用についても当然に含まれるべきであり、本条の追加修正をお願い致します。	ご質問の事業者が負担した費用が合理的な費用であれば、本項でいう「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」に含まれます。よって、原案のままとします。
145		75	2			30	法令等変更による 契約の終了	県企業庁殿に負担頂く、「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」の中には、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」には、合理的な範囲の金融費用を含みます。
146		75	2			30	法令等変更による 契約の終了	「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」には借入金を期限前弁済することによる金融機関への賠償金(スワップブレイクコスト等)、SPCの清算費用等、諸経費を含むとの理解で宜しいでしょうか。	本項でいう「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」には、合理的な範囲の金融費用、SPCの清算費用を含みます。
147		75	4			30	法令等変更による 契約の終了	「第2項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況から見て、知多浄水場における事業用地及び4浄水場における脱水処理施設等の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、県企業庁は、事業者に対し、知多浄水場における事業用地及び4浄水場における脱水処理施設等を現状回復するよう請求することができる。かかる場合において、県企業庁は、事業者に対して、当該現状回復の費用を支払うものとする。」との記載がありますが、この場合も第75条2及び3の支払条件は適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	質問NO.136の回答をご参照ください。
148						29～30	法令等変更	「法令等」とは、事業契約第1条第53号で定義される「法令」の他にどのようなものを想定されているか、ご教示下さい。 「法令等の変更」とは、事業契約第1条第54号で定義される「法令等変更」のとの違いがあれば、ご教示下さい。 「法令等」「法令等の変更」が、事業契約の定義における「法令」「法令等変更」と同義である場合、用語を統一して頂きますようお願い致します。	ご質問を踏まえ、用語を統一するなど修正します。

事業契約書(素案) 第9章 不可抗力

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
149		76	2			31	通知の付与	「県企業庁及び事業者は、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れるものとする」とありますが、履行義務からリリースされるタイミングは第76条第1項に規定する通知を行った時点との理解で宜しいでしょうか。	第77条第2項の通知をもって、免れるものとします。
150		78	2			31	協議及び追加費用の負担	「不可抗力が生じた日から14日以内に、補修工事等についての合意が成立しない場合は、県企業庁が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する義務を負うものとする」とありますが、第76条第2項で「本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、その義務を免れるものとする」とあります。よって、企業庁殿より一方的な通知により本事業を継続する義務を事業者が負うことは不合理であり、本部分は削除されるべきと考えます。	事業者は、第3条の規定にもつき、本事業の公共性、継続性を尊重していただく義務を負います。本項は不可抗力の場合においても、これを合理的な範囲で履行していただく旨を規定するものであるため、原案のままとします。
151		79	2			31	不可抗力による契約の終了	不可抗力に伴う事業契約終了は、事業者が予見し得ないリスクであり、県企業庁殿に負担頂く費用については、「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」のほかに、設計・建設業務に係る対価のうち本契約終了までに事業者が負担した費用についても当然に含まれるべきであり、本条の追加修正をお願い致します。	ご質問の事業者が負担した費用が合理的な費用であれば、本項でいう「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」に含まれます。
152		79	2			31	不可抗力による契約の終了	県企業庁殿に負担頂く、「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」の中には、金利スワップ・ブレイクコスト等の金融費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	本項でいう「事業者が設計・建設業務及び運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用」には、合理的な範囲の金融費用を含みます。

事業契約書(素案) 第10章 保証

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
153		80				32	保証	本条でいう契約保証金は、各新設・更新・増設工事毎に、各工事開始予定日前までに納付するものと解釈してよろしいでしょうか。この場合、保証会社の保証又は、履行保証保険の付保による場合も同様であると解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。

事業契約書(素案) 第11章 その他

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	質問事項	回答
154		81				33	関係者協議会	第4項目の負担割合が不明確です。負担比率の方法をご教示願います。	県企業庁と事業者で50%ずつ負担するものとします。
155		82				33	保険	保険については、事業者が自らの責任及び負担において付保することと規定されておりますが、事業者は本事業の遂行のために新設される特別目的会社であり、保険の内容によっては保険料が相当程度高くなる、場合によっては保険が付保できないことが予想されます。 事業者が受託者をして付保させることも認めて頂きますようお願い致します。	ご質問の方法は可能です。
156		84	2			33	権利義務の譲渡等	第84条2項では事業者の合併は県企業庁殿の事前の承諾が必要と記述されていますが、第86条では事業者は合併してはならない、とされています。双方は矛盾するように見えますが、どのように考えればよろしいでしょうか。	事業者は他の法人と合併することはできません。したがって、第84条第2項を修正します。
157		86	1			34	事業者の合併・解散に対する制約	「事業者は、他の法人と合併してはならない」とありますが、一方で第84条第2項には「事業者は、構成員の変更、事業者の合併、事業者による新株等の発行においては、県企業庁の事前の書面による承諾を得なければならない」とあります。事業者の合併は県企業庁の事前の書面による承諾が得られれば可能との理解で宜しいでしょうか。	質問NO.156の回答をご参照ください。
158		90	1	(4)		35	秘密保持	「愛知県が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合」とありますが、情報公開条例といえども、事業者若しくはその企業が持つ秘密情報は開示できないものと考えます。「愛知県が定める情報公開条例」は除くものと考えます。	同条例を適用した場合でも、事業者の秘密情報が開示されることはありません。
159		92				35	請求、通知等の様式その他	第6項の商法は何条によるものでしょうか。ご教示願います。	商法第520条の適用が想定されます。

事業契約書(素案) 別紙

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
160	4				42		県企業庁殿が指定する保険として、運営・維持管理時の火災保険がございます。運営・維持管理時の各施設の所有者は県企業庁殿ですが、一般的に所有者が付保する火災保険を、事業者必須の保険とすることに関して、再検討をいただくとともに、結果に関して合理的な理由を御提示いただけますようお願いいたします。	事業の運営方法等に起因する火災等に対処するため、施設の使用人(事業者)が付保すべき火災保険を考えています。
161	4				42		県企業庁殿が指定する保険については、保険金額、保証内容等も規定されるのでしょうか。規定される場合には、提示される時期についても、合わせて御回答願います。	保険金額、補償内容は、特に規定しません。事業者の裁量に委ねます。
162	4				42		「火災保険」について、企業庁殿の所有する施設に対し事業者にて保険を付保するのでしょうか。また、付保する場合、知多浄水場のみでよろしいでしょうか。	保険は、4浄水場を対象として付保してください。
163	5				43		脱水機電気設備工事(又は、計装設備工事)については、完成図や取扱説明書等は必要ありませんか？	電気及び計装設備工事は、「3 脱水設備等工事」に含まれ、完成図等は必要となります。
164	6				45		設計・建設業務、運営・維持管理業務にかかる事業者負担部分が、それぞれの対価の1%までとされています。1%の設定根拠を教えてください。	不可抗力リスクは、県企業庁、事業者双方ともにコントロールすることが困難であることから、双方の分担とします。しかし、事業者が不可抗力にかかる過度な損害の負担は適切ではないと考え、当該事業実施のインセンティブも低下することから、公共工事標準請負契約約款第29条の規定による100分の1までの負担を引用し、事業者の負担の範囲を規定しました。
165	7				46		法人税率に係る法令等変更の場合、事業者負担割合が100%となっていますが、県税の税率変更についても事業者100%となりますか？	ご質問のとおりです。
166	9	3			52	運営・維持管理業務に係る対価	固定費と変動費の構成(内訳)は事業者の提案による、との理解でよろしいでしょうか。	固定費と変動費の基本的考え方は、県企業庁から規定する予定です。事業者はこれに基づき提案してください。詳細は、入札説明書等において示します。
167	9	3			52	運営・維持管理業務に係る対価	「汚泥量によらず一定である固定費」と定義されていますが、知多浄水場の新設脱水処理施設等の運営開始(平成20年2月)、及び尾張東部浄水場の増設脱水処理施設等の運営開始(平成26年4月)の際には、維持管理業務の対象施設が増えるため、それぞれの時点で固定費が増加するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。固定費の提案方法に係る詳細は入札説明書等で示します。
168	9	3	(3)		52	電気料金、ガス料金及び水道料金	水道について、作業用水を無償で提供いただくとありますが、飲用可能でしょうか？	飲用可能な水を供給します。
169	10	1			53	割賦支払金の改定	「なお、事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。」という記載がありますが、割賦支払金の改定は基準金利部分のみであり、スプレッド部分は見直しはないと理解しております。県企業庁殿が「原則」という表現にされた具体的な理由があれば、ご教示下さい。	ご指摘のとおりスプレッドを見直すことはありませんので、「原則」という表現は削除します。

事業契約書(素案) 別紙

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
170	10	2			53	平成25年度以降設計・建設業務にかかる対価(一時支払金)の改定	平成25年度以降の設計・建設に係る対価(一時支払金)は物価変動を考慮した改定を行う旨記述がありますが、これを平成21年度(上野浄水場更新工事分)から適用するよう、ご再考をお願い致します。物価リスクは県企業庁殿の負担となっている(実施方針「リスク分担表」)ことから、事業者としても極力その趣旨に沿うものとしていただきたいと考えますし、近年の原材料コスト等の上昇機運を考慮すると、平成24年度以前は物価変動が考慮されない前提では、事業者にとってリスクが高いと思われます。	平成21年度上野浄水場更新工事分についての設計・建設業務に係る対価については、物価変動を考慮した改定を行うこととします。詳細は、入札説明書等で示します。
171	10	4	(3)		55	改定の方法	運営・維持管理業務に係る対価のうちCB(用役費の電気、下水道の料金)の改定については、改定率の絶対値が1.5%以下になるかに関わらず単価が改定されると解釈してよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
172	10	4	(2) (3)		54	改定対象とする価格指数改定の方法	P.54(2)CAの価格指数欄の括弧内、及び(3)の最終行の意味が不明確です。ご教示ください。	CAについては、毎月勤労統計調査における愛知県の「調査産業計 きまって支給する給与」という調査欄に示されている「実質賃金指数」を価格指数として採用するという意味です。 (3)の最終行については、P.55の表の内容について示したものですので、当文を修正します。
173	10	4			54	運営・維持管理業務に係る対価の改定	公共料金の改定に連動とありますが、改定された月から改定料金となるものと解釈してよろしいでしょうか。また、アローンス1.5%が設定されていますが、事業者にとっては不利なものとなるため、アローンスは削除願います。	前段のご質問について、見直しのタイミングは、各年度毎1回行うこととし、改定時期は第一四半期からとします。 後段のご質問については、事業者のみに不利なものではありませんので、原案のままとします。
174	11	2	(1)	ウ	59	減額の対象除外	サービス購入料の減額除外として頂いている事由に、「法令等変更によるもの」を追加頂きますようお願い致します。	ご質問のとおり「法令等変更によるもの」として記述を追加します。
175	11	2	(2)	イ (イ)	60	支払停止の流れ	「サービス購入料を減額する」という記載がありますが、「サービス購入料を支払停止する」という記載の誤りでしょうか、ご教示下さい。また、支払いが停止されるサービス購入料とは、減額の対象となっている運営・維持管理業務に係る対価を指すのでしょうか、設計・建設業務に係る対価を含めたサービス購入料全体を指すのでしょうか、ご教示下さい。	前段のご質問について、ご指摘を踏まえ、入札説明書等で示します。 後段のご質問について、減額の対象は運営・維持管理業務等に係る対価としており、設計・建設業務に係る対価は対象としておりません。
176	11	2	(2)	ウ (ア)	61	不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋め立て	「サービス購入料全額の支払いを即時停止する」という記載がありますが、支払いが停止されるサービス購入料全額とは、減額の対象となっている運営・維持管理業務に係る対価を指すのでしょうか、設計・建設業務に係る対価を含めたサービス購入料全体を指すのでしょうか、ご教示下さい。	質問NO.175回答の後段をご参照ください。
177	13				64		事業契約が終了した場合は第11条にもとづいて土地使用賃借契約も終了しますが、一方第2条3項に解約の制限もございます。どのように解釈すればよろしいでしょうか。	土地使用賃借契約書第11条の規定にかかわらず、第2条第3項の規定が存続されるように、土地使用賃借契約書の条文を一部修正します。

事業契約書(素案) 別紙

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	質問事項	回答
178	14	1	(2)		68	有価利用	<p>2.5円/t-dsの買い取り価格が設定されておりますが、以下の理由から無償とするのが妥当です。</p> <p>買い取り価格の設定は、真の意味での「有効利用」の範囲を狭めるものです。即ち、低価格帯での需要は通常大きいと想定されるにもかかわらず、本価格以下の有効利用は経済的な理由から排除せざるを得ません。</p> <p>本件に係る不確実(市場依存)なキャッシュフローを排除することにより、融資条件の緩和や運転資金の確保等に係る各種リスクを回避することができるため、事業の更なる安定化に寄与するとともにコストの削減が可能となります。</p> <p>この買い取り価格を敢えて設定しなければならない理由がありましたらご教示ください。</p>	<p>本事業における買取価格は、現状の価格に基づき算定しており、また当該価格で現時点において全量有価利用できております。したがって、この価格設定が有価利用の範囲を狭めるものとは考えていません。</p>
179	14	2			68	脱水ケーキの再生利用業務に係る対価	<p>有価利用可能量は、3浄水場合計と知多浄水場とを分けて提案するようになっております。提案量以上に脱水ケーキが発生した場合、提案量を超えた部分は非有価利用として対価が企業庁殿より支払われますが、3浄水場合計と知多浄水場は別々に計算されるとの理解でよろしいですか？</p> <p>例えば、有価利用可能量を3浄水場合計=2,500ds-t、知多浄水場=500ds-tと提案し、実際に発生した脱水ケーキ量が3浄水場合計=2,000ds-t、知多浄水場=1,000ds-tだった場合は、知多浄水場500ds-tが非有価処理されたとして対価が支払われる、あるいは提案量合計が3,000ds-tであり、発生した脱水ケーキ量も3,000ds-tであるので、対価は支払われない、いずれでしょうか。</p>	<p>脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、3浄水場と知多浄水場は別々で計算することを予定しています。詳細は入札説明書等で示します。</p>
180	14	2			70	図表14-2 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の支払い方法	<p>「A1」:当該事業年度の脱水ケーキ発生予測量は要求水準書 別紙5「年度別発生活泥量・発生脱水ケーキ量推計表」の値と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書別紙5ではなく、当該事業年度から見た過去の汚泥量実績の最大値を採用することとします。詳細は入札説明書等で示します。</p>
181	14	2			68	脱水ケーキの再生利用業務に係る対価	<p>事業者が県企業庁殿から購入する脱水ケーキ購入代金は、非有価利用対価からの相殺となっております。しかしP68下から4行目に「該当事業年度における脱水ケーキ発生量が有価利用を下回った場合、県企業庁は非有価利用が行われないものとみなし、脱水ケーキ再生利用業務に係る対価は発生しないものとする」と記載されております。どのように考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>脱水ケーキの再生利用業務に係る対価が、計算上マイナス値となった場合、第4四半期に支払う運営・維持管理業務に係る対価より差し引くこととなります。</p>
182	14	3	(1)		70	有価利用可能量の改定	<p>事業者が提案した有価利用可能量は、契約者の一方の申し出により関係者協議会をへて改定が可能となっております。有価利用が事業者の予想に反して縮小した場合は、事業者は関係者協議会開催を申し出ることによって脱水ケーキ処理コストの上昇を軽減できる可能性があります。一方、事業者が事業期間を通じて有価利用先を開拓した結果、当初の有価利用可能量よりも多く有価利用している場合は、県企業庁殿から有価利用可能量の上方修正を申し出ることとは想定していますでしょうか。(この場合、せっかくの事業者の市場開拓努力が減殺されることになり、事業インセンティブが削がれることになると考えます。)県企業庁殿のお考えをお聞かせ下さい。</p>	<p>事業提案書において提案された有価利用可能量の上方修正は、考えていません。</p>

事業契約書(素案) 別紙

No.	資料 番号	項目番号			ページ 数	項目名	質問事項	回答
183	14	3	(1)		70	有効利用可能量の改定	有効利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類(有価利用の市場の縮小等を証する書類等)を関係者協議会に提出するとあります。有効利用の市場の縮小等を証する書類とは、具体的にどのようなものを想定されていますか。	当該時点における有価利用市場を取り巻く環境により、市場の縮小を判断する基準は異なるものと想定されますので、事業者との協議により有価利用の市場の縮小等を証する書類の内容を定めることとします。
184	14	3	(3)		71	再生利用市場の消失	「再生利用市場の消失」の具体的な判断基準として、当該時点の市場環境、技術水準、景気等の状況を勘案して県企業庁が決定するとあります。市場環境については、愛知県近郊の県を対象と考えてよろしいですか。	地域は特に限定しませんが、当該時点における状況を踏まえ、コスト面や実現性等の観点から合理的に判断される範囲内の地域が対象になると考えられます。 なお、現時点でも県企業庁は愛知県近郊以外の地域に立地するセメント会社等において、広域的に非有価利用をしている実績があるため、愛知県近郊のみを検討対象とすることは想定するものではありません。
185	14	4			71	脱水ケーキの再生利用に係る諸手続き	「排出責任」の用語の定義が規定されておりません。用語の定義をお願い致します。	排出責任が帰属する者を「排出事業者」と定義します。 なお、排出事業者とは「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」において定義されている「排出事業者」(自己の事業活動に伴って産業廃棄物を生じさせる者をいう。)のことをいいます。
186	14	4	(2)		71	脱水ケーキの全量再生利用の確認方法	事業者が県企業庁に対し「買受書」を発行する時点は代金を支払った時点でしょうか。あるいは脱水ケーキを搬出する時点でしょうか。	脱水ケーキを搬出する時点とします。



実施方針等に関する第1回質問への回答

No.	資料名	ページ数	項目番号	質問事項	回答
187	要求水準書 2 設計建設業務	31/41	174	質問No.174の回答におきまして、「設計期間の表7に記載されている台数及び平均濁度時処理能力は設計条件です。」とありますが、ここで、処理能力の増大による台数の削減や、脱水機の処理能力の均等化による脱水機及び補機の機器仕様の統一化(部品共通化による故障時の早期対応化や修繕費の削減)等の事業者提案を行なうことによりVFMの最大化を提案できるものと考えており、PFI事業の目的でもある「総事業費の削減」に大きく寄与するものと考えます。つきましては、各号機の脱水機の処理能力や設置台数については事業者提案によるものとして頂けないでしょうか。	平均濁度時処理能力は、浄水場の水処理能力と平均濁度から算出したものであり、能力以上については条件として設定しています。 なお、3浄水場につきましては、現在の機器を更新しますので、1台ずつの更新となります。また、知多浄水場につきましては、1台の設置になると点検時等に運転が停止し、排水処理に支障を来すため2台としましたので、台数についても条件となります。

要求水準書

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
188	1	(4)	イ	(イ)	6	脱水設備等の計画諸元	<p>各浄水場における脱水設備の必要脱水能力の示されている表5は平均濁度時には週5日、高濁度時には毎日運転する計画を前提としています。</p> <p>また、実施方針に関する第1回質問への回答のNo.156では「運転日数は事業者提案とします。」とありますので、事業者提案の運転日数に基づき、別紙3の平均濁度時及び高濁度時の発生固形物量を処理可能な脱水能力を有していれば要求水準を満足していると考えてよろしいですか。</p> <p>例 平均濁度時に週5日運転で提案した場合(表5と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高蔵寺の必要脱水能力 1.88 × 7/5 = 2.63t-ds/日以上</li> <li>・尾張東部の必要脱水能力 5.40 × 7/5 = 7.56t-ds/日以上</li> <li>・上野の必要脱水能力 4.58 × 7/5 = 6.42t-ds/日以上</li> <li>・知多の必要脱水能力 4.05 × 7/5 = 4.64t-ds/日以上</li> </ul> <p>平均濁度時に週7日運転で提案した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高蔵寺の必要脱水能力 1.88 × 7/7 = 1.88t-ds/日以上</li> <li>・尾張東部の必要脱水能力 5.40 × 7/7 = 5.40t-ds/日以上</li> <li>・上野の必要脱水能力 4.58 × 7/7 = 4.58t-ds/日以上</li> <li>・知多の必要脱水能力 4.05 × 7/7 = 4.05t-ds/日以上</li> </ul>	<p>運転日数を減らし、要求水準書以上の機器の設置は可能です。ただ、高濁度時には7日間24時間運転することを前提として算出していますので、のような考え方では対応できません。</p> <p>したがって、要求水準書のように平均濁度時、高濁度時にも対応できる機器を設置してください。</p>
189	1	(4)	イ	(サ)	8	脱水設備等の計画諸元	<p>る液の濁度管理を常時行うことと記載されていますが、具体的にどのような方法による管理をお考えですか。</p>	<p>る液の貯留槽に濁度計を事業者により設置し、連続測定を行ってください。</p>
190	2	(2)	イ	(工)	12	脱水処理施設等建設上の施工分界点	<p>「既設監視操作盤は、濃縮槽と脱水機が一体となっている」とありますが、更新する脱水機の操作盤に対しては既存の濃縮槽の監視機器を取り外し、更新する操作盤に移設するという考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のような対応もできますが、更新していただいても構いません。</p>
191	2	(2)	ウ	(工)	13	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	<p>屋外照明設備は省エネタイプという規定がございますが、屋内照明に規定はございますでしょうか。</p>	<p>屋内照明も可能な限り省エネタイプを設置してください。</p>
192	3	(2)			17	脱水設備等維持管理業務	<p>運転開始時点で県企業庁殿が保有・保管されている予備品、消耗品、治工具類を適価にて事業者が購入することは可能でしょうか。</p>	<p>基本的には企業庁の他の浄水場で使用することとしますが、場合によっては引き渡すことも可能です。</p>
193	3	(2)	エ	(オ)	19	脱水処理施設等維持管理上の分界点	<p>上野浄水場における引き抜き汚泥流量計の下流側にある除砂装置について、事業者にて移設することは可能でしょうか。</p>	<p>個別の案件として協議により承認されれば、移設することは可能です。</p>
194	3	(3)			19	外構維持管理業務	<p>県企業庁殿が現在どのような管理(植栽、草刈、建物清掃の頻度・精度等)を行っているか、ご教示ください。</p>	<p>植栽の手入れについては、業者による剪定や施肥を年1回実施しています。草刈り・清掃については、愛知水と緑の公社職員により適宜実施しています。</p>
195	3	(4)			20	維持管理期間中のユーティリティー	<p>電話回線の引き込みは事業者側で新たに行う必要があると考えますが、既存の構内電話は継続使用させていただけるのでしょうか。</p>	<p>浄水場管理室とも連絡の必要があり、内線回線については継続使用を考えています。</p>
196	4	(1)	イ	(ウ)	23	脱水処理施設等の運転	<p>除塵スクリーン等より除去した残渣の県企業庁への引渡しを行うとありますが、引渡しのみでその後の処理は県企業庁殿で実施するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

要求水準書

No.	項目番号				ページ数	項目名	質問事項	回答
197	4	(1)	イ	(工)	23	脱水処理施設等の運転	事業者は尾張東部の工水浄水場で発生する濃縮汚泥を上水浄水場の濃縮槽に投入することとありますが、濃縮槽ではなく排水池に投入することは可能でしょうか。	排水池に投入すると、この池からの返送水が浄水場着水井に戻るため、排水池への投入はできません。 したがって、濃縮槽に投入することとします。
198	5	(1)			27	公開資料	別紙1の4「脱水機ろ過面積の算出にて「ただし、知多浄水場においては、排水調整容量が十分確保できるため上水用脱水機で工水分も処理可能と判断した。」とありますが、排水調整容量とは、要求水準書(案)P7 表6-1に記載されている濃縮槽容量(容量3,920m <sup>3</sup> )のことですか。 また、濃縮槽からの汚泥引抜の考え方として、発生固形物量が平均濁度時:4.64t-ds/日、高濁度時:11.3t-ds/日の脱水処理能力を超えた場合、脱水処理できないものについては排水調整(濃縮槽)にて貯留し、発生固形物量が減少し脱水能力に余裕が生じた際に貯留した汚泥の引抜を行い脱水処理するものと考えてよろしいですか。	排水調整容量とは、ご質問にある濃縮槽容量に工業用水道で新設を予定している排泥池(3,150m <sup>3</sup> )を加えた量のことです。次に、高濁度時には、水道・工業用水道の濃縮槽の容量も併せて、県企業庁が責任をもって濃縮槽の管理を行いますので、貯留した汚泥の処理を行ってください。